

○三条市高齢者生活支援事業実施要綱

平成17年5月1日

告示第24号

改正 平成19年4月1日告示第73号

平成20年3月31日告示第61号

平成20年6月11日告示第114号

平成20年9月30日告示第156号

平成21年3月30日告示第71号

平成22年3月30日告示第74号

平成26年10月6日告示第439号

平成27年3月31日告示第112号

平成27年12月28日告示第612号

(目的)

第1条 この要綱は、本市に住所を有するひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に属する者（以下「ひとり暮らし高齢者等」という。）に対して日常生活用具（以下「用具」という。）の貸与をすることにより、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(用具の種目及び対象者)

第2条 市長が貸与を行う用具は、別表第1の種目の欄に掲げる用具（性能の欄に掲げる性能を有するもの）とし、その対象者は、同表の対象者の欄に掲げる者とする。

(貸与の申請)

第3条 用具の貸与を受けようとする者（現に前条の対象者を養護している者を含む。）は、高齢者日常生活用具貸与申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、必要な調査を行い、貸与を適当と認めるときは高齢者日常生活用具貸与決定通知書（様式第2号）を、不適当と認めるときは申請却下決定通知書（様式第3号）を当該申請者に交付しなければならない。

(費用の負担)

第5条 緊急通報装置の貸与を受けた者は、その負担能力に応じて当該用具の使用に係る費用の一部を負担するものとし、その負担する費用は、別表第2のとおりとする。

(貸与に関する契約)

第6条 市長は、貸与の決定を受けた者（以下「借受人」という。）との間に貸借契約を締

結するものとする。

(電話使用料等の助成)

第7条 市長は、この要綱により貸与した福祉電話の借受人に対し、予算の範囲内で電話使用料等(回線使用料、屋内配線使用料、電話使用料、ユニバーサルサービス料その他の電話基本料金の合計額をいう。)を助成することができる。

2 前項の助成を受けようとする者は、高齢者福祉電話使用料等助成申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合には、必要な調査を行い、助成を行うか否かについて高齢者福祉電話使用料等助成決定・却下通知書(様式第5号)により当該申請者に交付しなければならない。

4 第1項の規定による助成は、毎月の電話料金の請求書に基づき助成相当額を借受人に代わって直接当該電話料金の請求者に支払う方法で行うものとする。

(目的外使用等の禁止)

第8条 用具の貸与を受けた者は、貸与を受けた用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反していると認めるときは、貸与の決定を取り消し、用具の返還を命ずることができる。

(用具の返還)

第9条 借受人は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに日常生活用具返納書(様式第6号)を市長に提出し、その指示に従わなければならない。

(1) 第2条に規定する対象者でなくなったとき。

(2) 対象者が死亡したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第6条の貸借契約により貸与された用具を必要としなくなったとき。

(借受人の届出事項)

第10条 借受人は、対象者が氏名又は住所を変更したときは、速やかに変更届(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の三条市老人日常生活用具給付等事業実施要綱（昭和58年三条市告示第62号）、栄町緊急通報装置給付貸与事業運営要綱（平成5年栄町告示第35号）、栄町老人日常生活用具給付等事業実施要綱（平成5年栄町告示第35号）、下田村緊急通報装置貸与事業運営要綱（平成14年4月1日制定）又は下田村高齢者日常生活用具給付事業実施要綱（平成15年4月1日制定）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年4月告示第73号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第7条第1項の規定は、平成19年5月分以後の福祉電話の電話使用料等に係る請求について適用し、同年4月分までの福祉電話の電話使用料等に係る請求については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月告示第61号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月告示第114号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の三条市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱及び第2条の規定による改正後の三条市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に決定された用具の給付に係る費用の負担について適用し、同日前に決定された用具の給付に係る費用の負担については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月告示第156号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の三条市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、平成20年10月以後の月分の緊急通報装置の使用に係る費用の負担について適用し、同年9月

までの月分の緊急通報装置の使用に係る費用の負担については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月告示第71号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の三条市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の緊急通報装置の使用に係る費用の負担について適用し、同日前までの緊急通報装置の使用に係る費用の負担については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月告示第74号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月告示第439号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年3月告示第112号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日において用具の貸与を受けていた者のうち、75歳未満の者は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例により用具の貸与の対象者とする。

附 則（平成27年12月告示第612号）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

種目	対象者	性能等
福祉電話	1 75歳以上の当該年度分市民税非課税のひとり暮らし高齢者等 2 おおむね65歳以上の当該年度分市民税非課税のひとり暮らし高齢者等であって、持病等により緊急時の連絡手段を確保する必要があると市長が認めるもの	加入電話
緊急通報装置	1 75歳以上のひとり暮らし高齢者	高齢者が身に付けることが可能で、ご

	等 2 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等であって、持病等により緊急時の連絡手段を確保する必要があると市長が認めるもの	く簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能なもの
--	---	--

別表第2（第5条関係）

利用者世帯の階層区分		負担月額
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円
B	生計中心者が当該年度分市民税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年合計所得金額が80万円未満の市民税課税世帯	500円
D	生計中心者の前年合計所得金額が80万円以上125万円未満の市民税課税世帯	1,000円
E	生計中心者の前年合計所得金額が125万円以上の市民税課税世帯	1,500円

(注) 1月から6月までの申請については、利用者世帯の階層区分Bにあつては前年度分市民税と、利用者世帯の階層区分CからEまでにあつては前々年合計所得金額とする。

様式第1号(第3条関係)

高齢者日常生活用具貸与申請書

年 月 日

(宛先)三条市長

申請者 住 所 三条市
氏 名
電話番号



次のとおり申請します。

対 象 者	住 所										
	氏 名		個人番号								
	生年月日	年 月 日(歳)	性 別	男 ・ 女							
	電 話 番 号										
対 象 者 の 区 分	(1) ひとり暮らしの高齢者 (2) 高齢者のみの世帯に属する者										
貸 与 希 望 用 具											
世 帯 員 の 状 況 生 計 中 心 者 に ○ を 付 け て ください。	対象者との続柄	氏 名	生年月日	個人番号				生 計 中 心 者	備考・連絡先		
	本人										

三条市記入欄

--

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

三条市長

印

高齢者日常生活用具貸与決定通知書

年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の貸与について、次のとおり決定したので通知します。

貸与番号			決定年月日	年 月 日	
対象者	住所	三条市			
	氏名				
生計中心者氏名					
貸与する用具					
納入業者	業者名				
	住所等	電話番号 ()			
費用負担	ア 無料				
	イ 有料				
	価 格	貸与の決定を受けた者又はその世帯の生計中心者が支払うべき額	公 費 負 担 額		
	円	円	円		
注意事項	1 利用者負担金のある方は、業者の指定する方法で支払ってください。 2 貸与を受けている用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりしないこと。 3 2に反した場合は、貸与の取消しを行うことがあります。 4 貸与を受けている用具が不要となったときは、速やかに市長に申し出て、その指示に従ってください。				

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

(申請者) 様

三条市長



申請却下決定通知書

年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の貸与については、次の理由により貸与することができませんので通知します。

1 貸与することができない理由

様式第4号(第7条関係)

高齢者福祉電話使用料等助成申請書

年 月 日

(宛先)三条市長

申請者 住 所 三条市
氏 名
電話番号



次のとおり申請します。

対 象 者	住 所				
	氏 名		個人番号		
	生年月日	年 月 日 (歳)	性 別	男 ・ 女	
	電話番号				
対象費用	基 本 料	回線使用料、屋内配線使用料、電話機使用料及びユニバーサルサービス料相当額			
備 考					

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

三条市長



高齢者福祉電話使用料等助成決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のありました高齢者福祉電話使用料等助成について、次のとおり通知します。

1 次のとおり高齢者福祉電話使用料等を助成します。

電 話 番 号	—	決定年月日	年 月 日
対 象 者	住 所	三条市	
	氏 名		
対 象 費 用	電 話 使 用 料 等	回線使用料、屋内配線使用料、電話機使用料、ユニバーサルサービス料その他の電話基本料金相当額	

2 次の理由により高齢者福祉電話使用料等を助成することができません。
理由

様式第6号(第9条関係)

日常生活用具返納書

年 月 日

(宛先)三条市長

借受人 住所 三条市
氏名

次のとおり日常生活用具を返納します。

生活用具	規 格	数 量
返 納 理 由	返 納 年 月 日	記 帳 印
	※	※

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 9 条関係)

様式第 7 号 (第 10 条関係)